

二級・木造建築士試験合格者の皆様へ

(公社)高知県建築士会
(高知県指定登録機関)

令和2年3月1日施行の改正建築士法により、設計製図試験に合格され、必要とされる実務経験を満たしていれば二級建築士・木造建築士の免許登録申請が可能となります。

登録申請に際しては、以下の書類が必要となります。

【合格者の方、共通の必要書類】

- ・実務経歴書及び実務経歴証明書(例外：令和元年以前に設計製図試験に合格されている方、及び7年間の実務経験で受験された方で令和2年以降受験時に実務経歴書と実務経歴証明書を提出された方は提出不要です)

※1 上記の例外を除く方は、令和元年の受験時に提出済でも再度提出をお願いすることとなります。

※2 実務経歴書の記載内容が不十分な場合は免許登録申請を受理できません。(公社)日本建築士会連合会のホームページに一級建築士の場合の実務経歴書の記載例が掲載されていますので、そちらを十分ご確認の上、提出をお願いします。

【令和元年以前の受験票により受験申込時に学歴等証明書の提出を省略された方】のみ必要な追加書類

・学歴等証明書

① 平成21年度以降に入学された場合

指定科目修得単位証明書・卒業証明書

指定科目修得単位証明書については、(公財)建築技術教育普及センターのホームページを参照願います。

② 平成20年度以前に入学された場合

卒業証明書(専攻・コースによる告示認定校の場合は、その専攻・コース名が明記された卒業証明書)